

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商News



大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9～17時
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>
ホームページ



2021 年
(令和 3 年)
12月6日
第1134号

☆年末につき☆ 12月の集金体制にご協力ください

年末繁忙期のため、12月の集金は早めに回らせていただきます。
会員みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。



注意！ 労災事故が多発！！

今年度だけで、大宮民商の会員から5件の
労災報告がありました。

新型コロナによる心労や、自粛後の活動再開による体の「なまり」などが原因か、全国的にも労災と交通事故が増えています。

労災は、・休憩直前、・終業直前・悪天候時、などに多く発生します。このような時にはより一層集中して仕事に取り組みましょう。

労災を防ぐには、休憩をしっかりとる、前日の睡眠時間をしっかりとる、体調不良時に無理はしない、悪天候時は作業しない、一人で無理をせず複数人で作業する、ことなどが重要です。また指揮監督者は作業者に、しっかりと休憩をとらせて事故防止措置を講じながら作業させる必要があります。

安全に気を配り、無事故の現場・職場を目指しましょう。



労働保険の加入は義務です

仕事中に負った怪我の治療には、一般の健康保険は使えず、病院での治療費は全額自己負担です。

労働保険（労災保険）に入っていれば、仕事中に負った怪我の治療費は全額補償されます。

従業員をひとりでも雇ったら、事業所は労働保険に加入する義務があります。必ず加入しましょう。また、事業主やその家族等が加入できる「事業主の特別加入」や建設業の一人親方向けの「一人親方特別労災」もあります。労働保険加入に関しては、大宮民商へお気軽にお問い合わせください。

《予 定 表》

12/10(金) 大宮民商本部 中間会計監査会
12/14(火) 婦人部会 13:00～
12/16(木) 理事会&懇親会 18:30～
12/29(水)～1/4(火) 大宮民商 冬季休業

インボイス制度のここがやばい⑤

現在、(2年前の)年間売上が1,000万円未満の事業者は消費税の納税が免除されていますが、インボイスに登録すると年間売上がいくらであろうとも、消費税を納めなければいけなくなります。

【例1】年間売上550万円の一人親方

大きな建設会社1社からのみ仕事を受注。その会社からインボイスを求められて登録。これにより年間最大50万円の消費税納付が発生。

【例2】年間売上770万円の居酒屋

常連客から「会社の接待で使いたいので、インボイス登録して」と言われ、登録。これにより年間最大70万円の消費税納付が発生。

【例3】年間売上660万円のイラストレーター

仕事先の出版社からインボイスを求められ、登録。これにより年間最大60万円の消費税納付が発生。

【例4】年間の賃貸収入132万円の大家さん

空き家を月11万円で企業に店舗として貸している。企業からインボイスを求められ、登録。これにより年間最大12万円の消費税納付が発生。

……続く

ちょっと待った！インボイス登録申請

今年10月1日から登録申請が開始されていますが、「登録＝消費税課税事業者になる」ということですので(2年前の課税売上が1,000万円以下でも！)。

まずは民商に相談してください！

協力金を受給した飲食店さんへ

来年の総税額は、協力金含めた総収入の最大約40%にもなる可能性が。納税用のお金を確保しておきましょう。

☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

〈世相〉英国の大学が「タコやエビにも苦痛を感じる知覚がある」と報告。動物愛護の観点から、生きたまま茹でることが禁止される可能性が。

期限間近！12月10日まで！ 一律10万円給付 さいたま市小規模企業者等給付金(第3弾)

〔対象〕 常時使用する従業員数が20人(卸・小売業又はサービス業は5人)以下の事業者で
法人:市内に本社または本店を有する小規模企業者
個人:市内で事業を行い、市内に住民登録のある個人事業主

※令和3年8月又は9月の月間売上が、令和2年1月～12月のいずれかの月の月間売上より低いことが条件

※県の時短営業協力金もしくは国の月次支援金(8・9月分)を受ける事業者は対象外

〔必要書類〕 ※登記簿謄本以外はコピーを添付すること

法人: ☐ 登記簿謄本か法人番号公表サイトの情報 ☐ 振込先口座の通帳
☐ 直近の法人税確定申告書別表一と事業概況説明書(両面)

個人: ☐ 本人確認書類(免許証・保険証等) ☐ 振込先口座の通帳 ☐ 令和2年分の確定申告書第一表 ☐ 令和2年分の青色決算書もしくは収支内訳書 or 開業届 or 所在地記載の伝票2種類以上 or パンフレット or ホームページ等(市内に事業所があることがわかる書類)

※簡易申請書が届いている事業所は、添付書類は「通帳のコピー」だけでOK

〔申請期限〕 令和3年12月10日まで(申請書は市のホームページからダウンロード可)

埼玉県感染防止対策協力金
第15期(10/1～10/24)の申請期限は12月24日です
該当の店舗は忘れずに
申請しましょう。



(経済産業省・中小企業庁) 月次支援金

中小法人 最大20万/月
個人事業主 最大10万/月

給付対象: 緊急事態又はまん防の影響で月間売上が19年または20年の同月比50%以上減少していること。

※全ての業種が対象となるが、飲食店向けの協力金を申請した事業者は対象外。

給付額: 2019年又は2020年の基準月の売上ー2021年の対象月の売上(上限有り)

申請方法/期間: 10月分は2022年1月7日まで

①月次支援金 WEB サイトで仮登録して申請IDを発番する。②※登録確認機関による事前確認(事業の実態確認)を受ける。③月次支援金 WEB サイトで、もしくは予約してサポート会場で申請する。

埼玉県サポート会場: コモディイイダ川口東口店 2F 予約(相談)窓口 ☎ 0120-211-240

※顧問税理士・融資取引有る金融機関・商工会議所など。不明な方は民商へ相談してください。

登録確認機関の事前確認で必要なもの ☐ 本人確認書類(法人は履歴事項全部証明書)

☐ 2019年分&2020年分の確定申告書(法人は2019年1月から3月まで及び2020年1月から3月までその期間内に含む全ての事業年度分)

☐ 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)

☐ 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳

☐ 宣誓・同意書(月次支援金 HP で入手)

ホームページ QR コード



月次支援金を受給したら、
こちらも申請出来ます

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金

給付要件: 1. 国の月次支援金の給付を受けていること。
2. 埼玉県に本店・住所を有する中小法人又は個人事業者等であること。
3. 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金の受給者ではないこと(予定を含む)。

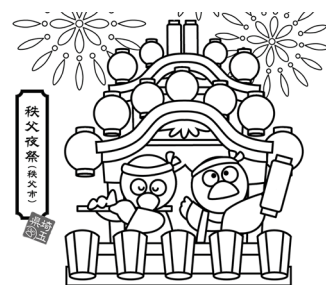
金額: 対象月の売上減少額から国の月次支援金を控除した額

給付上限額: 中小法人等 … 50,000 円/月 個人事業者 … 25,000 円/月

申請期限: 7・8・9 月分…2022 年 1 月 28 日まで 10 月分…2022 年 2 月 15 日まで

申請方法: 電子申請または郵送申請(申請用紙はホームページからダウンロードできます)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/gaishutsu-shienkin.html>



QRコード

